

IX 会 則

1 浦添高等学校互助会々則

第1条 本会は、浦添高等学校の職員をもって組織し、会員相互の親睦と互助を図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために下記の事項を行う。

- (1) 会員の親睦に関すること。
- (2) 会員の相互扶助に関すること。
- (3) その他

第3条 本会に校務分掌によって教務部内に1名の係員をおく。幹事は教科単位とし、学期交替とする。順番は次の通りとする。

国語一家・芸・事務－英語－社会・情報－数学－理科－体育

第4条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入でこれにあてる。会費は月額 1500 円とし、必要やむを得ざる時は、職員会議にはかり臨時に徴収する。

第5条 本会の会計年度は4月1日より3月末日までとする。

第6条 会計は、係員がこれにあたり年度末又は必要に応じ会計報告を行う。

第7条 親睦会は毎学期企画する。

第8条 慶弔金、見舞金は次の通りとする。

- (1) 結婚 10,000 円 出産 5,000 円
- (2) 配偶者の死亡 15,000 円
- (3) 一親等の死亡 10,000 円 二親等 5,000 円 但し、会員の扶養、非扶養を問わない。
- (4) 同居の親族の死亡 5,000 円
- (5) 一ヶ月以上の病氣療養中の時又は入院の時 10,000 円
- (6) 災害、その他の場合は職員会議で決定する。

附 則

本会則の一部改正は平成 23 年 4 月 4 日より適用する。

2 生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、沖縄県立浦添高等学校生徒会(以下、本会)と称する。

第2条 本会は、浦添高等学校の全生徒をもって組織し、本校職員を顧問とする。

第3条 本会は、本校の教育方針に基づき、各人に自主的自立的態度と社会性を養い、生徒相互の協力と団結により、良き校風の樹立と、民主的にして明朗なる学園の建設に努める事を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦に関する事。
2. 学校内外の風紀の維持、及び向上に関する事。
3. 会員の文化教養に関する事。
4. 学校行事への積極的な協力。
5. その他、目的達成に必要な事。

第5条 会員は、本会が定める事項を行う権利と、それに従う義務を有する。

第6条 本会の活動は、顧問及び学校と十分協議し、指導助言を受けて行う。

第2章 組織 及び その任務

第7条 本会には組織図(別添)の機関、委員会を置く。

第8条 本会に次の役員を置き、生徒会執行部(以下、執行部)とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 男女各1名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 総務 中央委員会で必要と認められた人数

第9条 会長及び副会長は、立候補制とし、全会員の中から無記名投票で選出し、学校長が認証する。書記、会計、総務は会長が推薦し、中央委員会の承認に基づき、任命する。

第10条 執行部は次の事を行う。

1. 中央委員会への提出議案の作成。
2. 中央委員会及び生徒総会の議決事項の実行促進。
3. 第3条を達成するための活動。

4. その他。
- 第11条 執行部役員の任期は1年間とする。再任を妨げない。
- 第12条 会長は次の事を任務とする。
1. 生徒総会、及び中央委員会を招集する。
 2. 生徒総会、及び中央委員会に議案を提出する。
 3. 学校行事、及び対外的行事に生徒代表として参加する。
 4. 執行部を代表し、第3条の達成に尽力する。
 5. その他。
- 第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時には、これを代行する。
- 第14条 書記は本会活動の記録をとり、保管する。
- 第15条 会計は本会の会計事務を行う。
- 第16条 総務は会長の下、生徒会活動に必要な諸業務を行う。
- 第17条 生徒総会(以下、総会)は本会の最高議決機関であり、年1回開催する事を原則とし、生徒会長が招集する。但し、次の事項に該当する場合、臨時に開催する事が出来る。
1. 中央委員会が必要と認める場合。
 2. 会員の3分の1以上の要求がある場合。
 3. 会長及び生徒会執行部が必要と認めた場合。
 4. 学校当局の要求がある場合。
- 第18条 総会では次の事項の決議を行う。
1. 予算案、決算報告の承認。
 2. 諸規定の改正。
 3. 本会の目標を達成するのに必要な事項。
 4. その他。
- 第19条 総会の議長は中央委員会が選任する。但し、議長は議決に加わる事は出来ない。
- 第20条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は、議長により決する。
- 第21条 総会の議事録は、生徒会書記が担当する。
- 第22条 中央委員会は総会に次ぐ議決機関で、下記の事項を行う。
1. 生徒総会で討議する議案の審議。
 2. 予算案、決算の審議。
 3. 諸規定の制定、及び改正案の審議
 4. 生徒会活動に関する審議、及び承認。
 5. 執行部から提案された事項の審議、及び承認。
 6. その他必要な事項。
- 第23条 中央委員会は各クラスのホームルーム(以下HR)長を中央委員とし、執行部役員を含め構成する。但し、執行部役員は発言権は有するが、議決権は有しない。
- 第24条 中央委員の任期は一学期間とする。再任を妨げない。
- 第25条 中央委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。正副委員長は中央委員から互選する。但し、委員長は評決に参加できない。書記は執行部書記が行う。
- 第26条 委員長は議事の運営を行う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。書記は議事を記録し、議事録を保管する。
- 第27条 中央委員会は毎月1回行う事を原則とする。但し、会長、又は中央委員の3分の1以上、又は学校当局の要求がある場合、臨時に招集しなければならない。
- 第28条 中央委員会は中央委員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は、出席委員の過半数を必要とする。賛否同数の場合、委員長が決する。
- 第29条 中央委員会の決定事項に異議がある場合、全生徒の5分の1以上の連署をもって、生徒会長に異議提出できる。異議提出を受けた場合、生徒会長は速やかに中央委員会を招集しなければならない。
- 第30条 中央委員会で再審議を行うには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。再審議は1度限りとする。
- 第31条 本会に、以下の専門委員会を設置する。
1. 図書委員会
 2. 保健委員会
 3. 体育委員会
 4. 美化委員会
 5. 進路委員会
 6. 生活委員会
 7. 報道委員会
 8. 文化委員会
- 第32条 専門委員会は、各HRから選任された委員で構成する。専門委員の任期は1年間とする。
- 第33条 専門委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。委員長、副委員長は各専門委員会で互選する。
- 第34条 専門委員会は、担当する職員、及び執行部の指導、助言の元で活動する。

- 第35条 会計監査委員会は3人に委員で構成する。
第36条 会計監査委員は中央委員会の承認を得て、生徒会長が任命する。
第37条 会計監査委員会は生徒会会計、部会計、生徒会備品等の監査を行う。
第38条 選挙管理委員会は、各HRから選出された委員(各1名)をもって構成する。委員長、副委員長及び書記(各1名)を互選する。
第39条 選挙管理委員会は、別に定める選挙規定に基づき、本会の会長、副会長選挙に関する全ての管理、事務を行う。

第3章 ホームルーム(HR)

- 第40条 HRは、本会を構成する基礎単位であり、HRにおける諸問題及び生徒会活動における基本的な事項を協議する。
第41条 HRには次の役員を置く。
1. HR長 1名
2. 副HR長 1名
3. 書記 男女各1名
4. 会計 男女各1名
5. 図書委員 1名
6. 保健委員 男女各1名
7. 体育委員 男女各1名
8. 美化委員 男女各1名
9. 生活委員 男女各1名
10. 進路委員 男女各1名
11. 報道委員 男女各1名
12. 文化委員 男女各1名
13. 選挙管理委員 1名
14. その他HRで必要とする係
第42条 HR役員は、HR員の直接選挙で選出し、校長が認証する。
第43条 第40条の1～4の任期は1学期間とする。再選は妨げない。
5～14の任期は1年間とする。

第4章 部活動

- 第44条 部は、自主的精神に基づく活動を通じて会員相互の理解を深めつつ、各自の個性の伸張及び心身の陶冶をはかる事を目的とする。
第45条 会員は、各自の希望する部に参加する事が出来る。
第46条 部は、6人以上の会員と顧問教師をもって組織する。
第47条 部は、部員より部長、副部长、会計を選出し、その運営を行う。
第48条 部員が5名以下の場合、中央委員会の承認を得て、同好会として活動できる。
第49条 新規の同好会は、顧問教師を必要とし、中央委員会及び職員会の承認を得て発足できる。但し、その期間は年度内とする。
第50条 同好会は、会員より会長を選出する。
第51条 同好会には部活動費は支給しない。但し、必要に応じて、生徒会執行部費より、補助する事が出来る。
第52条 同好会は次年度、第46条の規定を満たし、中央委員会及び職員会において活動実績が認められた場合、部に昇格できる。
第53条 同好会の活動については、部と同様とする。
第54条 廃部は次の場合に、中央委員会が審議し決定する。
1. 部自身が廃部を要求した場合。
2. 学校当局が廃部を命じた場合。
3. 部員がいない、又は活動が認められない場合。
4. その他、中央委員会が廃部を認めた場合。

第5章 不信任

- 第55条 会員は本会の役員に不信任を提起できる。その際、全会員の3分の1以上の連署を必要とする。不信任の提起は生徒会長に行い、その際、生徒会長は速やかに生徒総会に問わねばならない。
第56条 本会役員の不信任案は、生徒総会の3分の2以上で不信任案が可決した時、認められる。

第6章 会計

- 第57条 本会の経費は、会員の会費をもって充てる。

- 第 58 条 本会の会費は 1,800 円とする。
- 第 59 条 会費金額の変更は、生徒総会及び PTA 総会の承認を必要とする。
- 第 60 条 本会の現金保管及び管理は、生徒会顧問に委嘱する。

第 7 章 会則の改正

- 第 61 条 本会会則の改正は、中央委員会で審議した後、生徒総会の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

- (補則) この規則は、2009 年 5 月 18 日より施行される。
この規則は、2015 年 5 月 21 日より施行される。
- (付則) 生徒会費の約 8 割を部活動費に割り当てる。

生徒会組織図

